

## 【参考】 二級・木造建築士も同じです。

2022年1月 (公社)日本建築士会連合会

### 工事監理と施工管理は異なります

一級建築士の免許登録申請をされる場合、実務経歴書に記載される実務のうち「工事監理」(設計図書通りに施工されている事を確認する業務)と「施工管理」(設計図書通りに施工する業務)を取り違えて申請されている事例が散見されます。ご自分の所属部署・業務内容を理解された上で免許登録申請をお願いいたします。

#### 1. 工事監理

工事監理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することを言います。具体的には、以下の項目が「工事監理に関する標準業務」(平成31年1月21日付け国土交通省告示第98号)として定められています。

- 工事監理方針の説明等
- 設計図書の内容の把握等
- 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
- 工事と設計図書との照合及び確認（工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理 記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。）
- 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等（工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。）
- 工事監理報告書等の提出（工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。）

工事監理は設計を行った建築士事務所の設計担当者が行う場合だけでなく、工事監理専門の部署に所属している担当者が行う事もあります。また、発注者の意向により第三者の建築士事務所の担当者が行う事もあります。

工事監理は建築基準法や建築士法の規定により、建築士でなければ、一定の用途・構造・規模等の建築物の工事監理は行うことはできません（例示コード表：2C-01）。

#### 2. 施工管理

施工管理とは、設計図書に基づき建築物の工事が計画通りに進行するように、工程や原価、品質などのマネジメントを行うことをいいます。このため、一般的には元請建設会社や住宅メーカー等の施工現場の担当者が、施工管理を行っています。

建築士の免許登録申請の対象となる実務としては、建築一式工事（元請建設会社や住宅メーカー等における建設業許可 所属会社の建設業許可によって申請可能な工事は定まっています。以下同じ）の施工管理（例示コード表：5C-01）、大工工事の施工管理（例示コード表：5C-01）、及び鉄筋工事やコンクリート工事等の特定の工種（専門工事）の施工管理を行う業務（例示コード表：5C-02～5C-08、5C-10）が対象となります。建築一式工事の場合は、特定の専門工事の工程管理（月間工程表・週間工程表等の作成、発注・製作工程表の作成等）や品質管理（専門工事の検査、工事記録の作成・管理・保存等）等を担当されていると対象となります。また、特定の専門工事の担当ではなく5大管理と呼ばれる5つの業務（工程管理、原価管理、品質管理、安全管理、環境管理）を施工現場において担当されている場合も対象となります。大工工事や専門工事の場合は、専門工事等の建設業の許可を取得されている法人に所属されている上で、その工事の施工管理（主として工程管理と品質管理）を担当されている場合が対象となります。

建築一式工事の施工管理は、施工者が元請建設会社や住宅メーカー等の場合、対象建築物の規模により施工現場に常駐する場合と、現場に常駐せず複数棟の施工管理を行う場合が考えられます。

	工事監理	施工管理
法令上の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法、建築士法においてそれぞれ定義。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令上の定義はなし。</li> </ul> <p>※一級建築施工管理技士の受験要件において、「施工管理」とは「受注者（請負人）の立場で施工を管理（工程管理、品質管理、安全管理等を含む）した経験」とされており、施工管理の立場で従事した施工に直接的に関わる技術上の職務経験を実務経験と定義している。</p>
担当する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者と工事監理業務委託契約を交わした建築士事務所に所属し、工事監理業務を実施する者。</li> </ul> <p>※設計を行った建築士事務所が発注者と工事監理業務委託契約を交わし、設計担当者が行う場合や、工事監理専門部署の担当者が行う場合のほか、発注者が第三者の建築士事務所と工事監理委託契約を交わし、当該建築士事務所に所属する者が行う場合等が想定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者と工事請負契約を交わした元請事業者（建設会社・住宅メーカー等）に所属し、施工現場において施工管理業務を実施する者。</li> <li>元請事業者と工事請負契約を交わした専門工事業者に所属し、施工現場において施工管理業務を実施する者。</li> </ul>

施工現場との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士法において、工事監理者の専任および施工現場への常駐等の要件は定められていない。</li> </ul> <p>※工事監理者が合理的と判断される内容や契約内容により施工現場との関係は決定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法において、請負金額によっては監理技術者等を専任で置かなければならないこととされているが、その場合であっても施工現場への常駐は要件とされていない。</li> </ul> <p>※元請事業者が建設会社の場合は施工現場に常駐することが多い。</p> <p>※元請事業者が住宅メーカー一等地、施工が小規模の建築物の場合は複数棟の施工管理を同時に実施することが多い。</p>
建築士の資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の実施に当たり必要（資格を有していない場合でも、建築士の補助業務は行える事から工事監理業務を実施したという申請で免許登録は可能）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の実施に当たり必ずしも必要ではない。</li> </ul>